

令和8年第4回定例会

議案等参考資料

1 議案第9号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について

(1) おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期間	単位	有給無給の別	区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。)	略		略	特別休暇	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教委相談員に限る。)	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において12日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間		略
	子の看護休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。)	(1)略 (2)義務教育終了までの子を養育する教育相談員が次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業、災害その他の急迫の事情があることによる学校の臨時の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3)略	略	略	略	子の看護休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。)	(1)略 (2)義務教育終了までの子を養育する教育相談員が次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業  イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3)略	略	略
備考 略					備考 略				

(2) おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行					
別表第1 (第10条関係)					別表第1 (第10条関係)					
区分	事由	期間	単位	有給無給の別	区分	事由	期間	単位	有給無給の別	
特別休暇	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。)	略		略	特別休暇	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。)	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において12日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない外国語指導助手にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間		略	
	子の看護休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。)	(1)略 (2)義務教育終了までの子を養育する外国語指導助手が次に掲げる事由に伴う子の世話を行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業、災害その他の急迫の事情があることによる学校の臨時の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3)略	略	略	略	子の看護休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する外国語指導助手に限る。)	(1)略 (2)義務教育終了までの子を養育する外国語指導助手が次に掲げる事由に伴う子の世話を行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業  イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3)略	略	略	略
備考 略					備考 略					

(3) おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別
特別 休暇	出生サ ポート休 暇(週3日 以上又は 年121日 以上の勤 務を有す る特別支 援教育支 援員に限 る。)	略		略	特別 休暇	出生サ ポート休 暇(週3日 以上又は 年121日 以上の勤 務を有す る特別支 援教育支 援員に限 る。)	略		略
		一の年度(4月1日 から翌年の3月31 日までをいう。以 下同じ。)において <u>12日(勤務日ごと の勤務時間の時間 数が同一でない特 別支援教育支援員 にあつては、その 者の勤務時間を考 慮し、教育委員会 が定める時間)の 範囲内の期間</u>					一の年度(4月1日 から翌年の3月31 日までをいう。以 下同じ。)において <u>5日(当該通院等が 体外受精その他の 教育委員会が定め る不妊治療に係る ものである場合に あつては、10日)</u> (勤務日ごとの勤 務時間の時間数が 同一でない特別支 援教育支援員に あつては、その者 の勤務時間を考慮 し、教育委員会が 定める時間)の範 囲内の期間		
子の看護 休暇(週3 日以上又 は年121 日以上の 勤務を有 する特別 支援教育 支援員に 限る。)	(1)略 (2)義務教育終 了までの子 を養育する 特別支援教 育支援員が 次に掲げる 事由に伴う 子の世話を 行う場合 ア 学校保 健安全法(昭 和33年法律 第56号)第 20条の規定 による学校の 休業、災害 <u>その他の急 迫の事情が あることに よる学校の 臨時の休業</u> イ 学校保 健安全法第 19条の規定 による出席 停止 (3)略	略	略	略	子の看護 休暇(週3 日以上又 は年121 日以上の 勤務を有 する特別 支援教育 支援員に 限る。)	(1)略 (2)義務教育終 了までの子 を養育する 特別支援教 育支援員が 次に掲げる 事由に伴う 子の世話を 行う場合 ア 学校保 健安全法(昭 和33年法律 第56号)第 20条の規定 による学校の 休業  イ 学校保 健安全法第 19条の規定 による出席 停止 (3)略	略	略	略
備考 略					備考 略				

(4) おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期間	単位	有給無給の別	区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	略		略	特別休暇	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において12日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間		略
子の看護休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	(1)略 (2)義務教育終了までの子を養育する教育相談支援員が次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業、災害その他の急迫の事情があることによる学校の臨時の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3)略	略	略	略	子の看護休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。)	(1)略 (2)義務教育終了までの子を養育する教育相談支援員が次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業  イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3)略	略	略	略
備考 略					備考 略				

(5) おいらせ町ICT支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行				
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)				
区分	事由	期間	単位	有給無給の別	区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。)	略		略	特別休暇	出生サポート休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。)	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において12日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でないICT支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間		略
	子の看護休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。)	(1)略 (2)義務教育終了までの子を養育するICT支援員が次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業、災害その他の急迫の事情があることによる学校の臨時の休業 イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3)略	略	略	略	子の看護休暇(週3日以上又は年121日以上の勤務を有するICT支援員に限る。)	(1)略 (2)義務教育終了までの子を養育するICT支援員が次に掲げる事由に伴う子の世話をを行う場合 ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業  イ 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 (3)略	略	略
	現住居の滅失等の休暇 略	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに	略	略		現住居の滅失等の休暇 略	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに	略	略

改正案				現行			
		<p>準ずる場合 で、ICT支援員 が勤務しない ことが相当で あると認めら れるとき。</p> <p>(1) ICT 支援 員の現住居が 滅失し、又は 損壊した場合 で、当該 ICT 支援員がその 復旧作業等を 行い、又は一 時的に避難し ているとき。</p> <p>(2)略</p>				<p>準ずる場合 で、ICT支援員 が勤務しない ことが相当で あると認めら れるとき。</p> <p>(1) 教育相談 員の現住居が 滅失し、又は 損壊した場合 で、当該 ICT 支援員がその 復旧作業等を 行い、又は一 時的に避難し ているとき。</p> <p>(2)略</p>	
備考 略				備考 略			